

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与
する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

株式会社ノバレーゼ
代表取締役社長 荻野 洋基

当社は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

有償ストック・オプションは、新株予約権を通じて自社株式を間接的に保有するための仕組みであり、付与対象者が株主と同じ目線を以って経営執行に取り組むための施策である。当社のように大株主がファンドである場合には、経営陣が一部株式を保有するケースが多いが、これは経営陣による株式への直接出資を通じて株主との目線を共有することが一般的な目的であると認知されている。この点、有償ストック・オプションは新株予約権を活用した自社株式への間接的な出資手法であり、当初の資金負担にかかるエコノミクスが異なる点を除けば、株式への直接出資とその趣旨は変わらない。

当社は、税制適格ストック・オプションを導入しているが、これは従業員等に無償で新株予約権を付与する仕組みであり、報酬制度として実施されるものである。すなわち、当社が従業員等による労働サービス等の対価として、これに概ね見合った価値を有する新株予約権を交付するものであり、対価性を有することが報酬としての性格を位置付ける。この点は、税制適格ストック・オプションに対してストック・オプション会計基準

が要求する会計処理や、会社法上の報酬規制が及ぶという実務からも明らかなものである。

有償ストック・オプションは、上述したような労働サービス等の対価として新株予約権を割り当てるものではなく、金銭を払い込むことの対価として新株予約権を交付する手続きである。新株予約権の発行価格は、当該新株予約権が有する経済的な価値（新株予約権自体の公正価値）以上の水準に設定され、これにより会社法上の有利発行規制をクリアしていると実務上解される。また、新株予約権の公正な払込金額に相当する額の金銭が払い込まれることを踏まえると、有償ストック・オプションの付与対象者は、その付与を受けることにより、何ら財産上の利益を受けることにはならないため、報酬（職務執行や労働の対価）にあたらないと解される。

このように、有償ストック・オプションは、株式に対する直接出資とその趣旨を共にしているにもかかわらず、これを報酬として会計上取り扱うことについては実務の混乱を生ぜしめる可能性が懸念される。従来は、有償ストック・オプションに係わる法律上の解釈と税務上の理解が整合的に取り扱われてきた中で、会計上の整理だけ切り離して「報酬」としての検討を要することとなる。このような矛盾を生じさせるほど是正すべき実務上の要請があるとは考えにくく、今一度有償ストック・オプションが報酬ではないことに照らした会計処理上の取り扱いを再考されることが望ましいと考える。

なお、当社のような非上場会社において、株式を間接的に保有させるための仕組みとして有償ストック・オプションを採用している企業は多いと思われるため、非上場会社の取扱いとしてストック・オプション会計基準の特例の適用（企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」13項）が認められる規定が盛り込まれることを期待したい。

また、有償ストック・オプションが報酬に該当しないという立場からみると、質問2から質問4はこれを報酬として取り扱うことを前提としたものであるため、当該提案には同意しない。

以 上